

○農林水産省告示第二百二十六号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の付表第三の規定に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示第八十一号(オランダ王国から発送されるトマト及びピーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十年二月五日

農林水産大臣 島村 直伸

一 中「トマト及びピーマン」を「おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペボカぼちや及びメロン」に改める。